

○農林水産省告示第三十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十五の規定に基づき、平成十七年三月十日農林水産省告示第四百五十二号（イタリア共和国産タロッコ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

一 中「イタリア共和国の」を「イタリアの」に、「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改める。

四の（一）中「イタリア共和国内」を「イタリア内」に、「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改め、同（二）及び（三）中「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改める。

五の（二）中「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改める。

六の（一）中「実施された」を「実施されている」に改め、同（二）中「実施された」を「実施されている」に、「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア植物防疫機関」に改め、同ア中「行われた」を「行われている」に改め、同イ中「開始された」を「開始されている」に改める。